

東大和市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する  
条例の一部を改正する条例

東大和市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,300円」を「1万5,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第8条中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

第11条中「510円48銭」を「525円6銭」に、「30万1,875円」を「31万500円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第4条、第8条及び第11条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される東大和市議会議員及び市長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された東大和市議会議員及び市長の選挙については、なお従前の例による。